

令和8年3月定例月議会

令和8年3月24日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
「学びの多様化学校」の設置について	教育指導課	2
請願（第7号）に関する処理の経過等について	教育指導課	6

教育委員会事務局

所管委員会	総務教育常任委員会
所管課	教育指導課

「学びの多様化学校」の設置について

内容

本市では、「誰一人取り残さない長浜の教育の実現」に向けて、学校へ行きづらい、登校できない児童生徒に対して、様々な支援に取り組んでいるところです。

不登校児童生徒への新たな支援策として、令和8年4月に「学びの多様化学校」を設置し、開校します。

1 学びの多様化学校とは

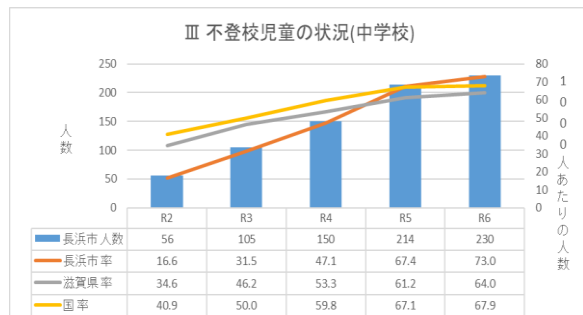
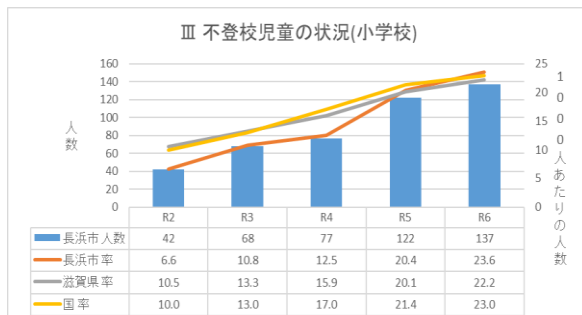
増加する不登校児童生徒への対策として、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育が実施する文部科学省指定の学校で、学校教育法施行規則第56条・中学校第79条・教育機会確保法第10条等に基づいて文部科学大臣が指定するもの。令和7年4月現在全国に58校（公立学校37校、私立学校に21校）が設置されています。廃校など学校設備をそのまま活用する「学校型」、一般の小・中学校を母体とする本校をもち、一部の学級のみを学びの多様化学校として指定する「分教室型」、高等学校等で一部のコースを学びの多様化学校として指定する「コース指定型」など、様々な設置形態があります。

現在、滋賀県において、「学びの多様化学校」を設置している自治体はありません。

2 長浜市で設置する目的

本市においても、国・県同様、不登校児童生徒数は増加しています。令和6年度の不登校児童生徒数は、小学校で137人、中学校で230人となり過去最多人数となりました。これは、小学校児童数の2%（クラスに約0.7人）、中学校生徒数の7%（クラスに約2人）となっており、小中学校とも5年前の約3倍となっています。

【参考資料①】本市の不登校の状況（文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）



現在、本市では、各学校で別室での学習やICTを活用した支援を行い、加えて長浜市教育支援センターにおいても様々な支援を行っています。また、令和6年度からは、フリースクールなどの民間施設へ通う児童生徒の保護者の内、生活保護費又は就学援助を受給し

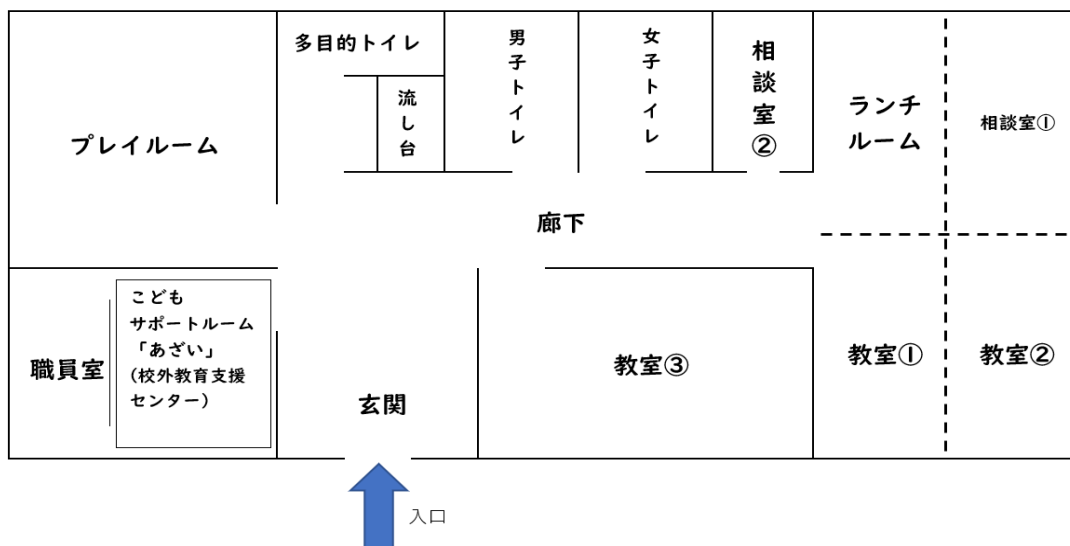
ている世帯を対象に、授業料の一部を補助する事業も開始しました。しかしながら、本市の不登校の状況やその理由が多様化してきており、支援のさらなる充実が必須になってきています。

本市としては、現在の支援に加え、長浜市の教育目標である「誰一人取り残さない長浜の教育の実現」に向けて、不登校生徒が社会的自立を目指す新たな学びの場として「学びの多様化学校」を設置したいと考えます。

3 設置場所

- ・浅井体育館の近くにある校外教育支援センターこどもサポートルーム「なないろ（あざい）」が利用している建物内に「学びの多様化学校（浅井中学校分教室）」を開校します。
- ・開校後も、こどもサポートルーム「なないろ（あざい）」は学びの多様化学校と並行して設置します。

学校平面図



4 対象

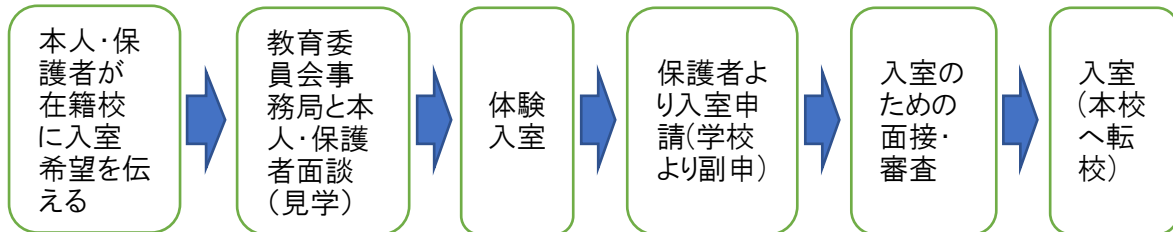
- ・長浜市内に在住している中学生
 - ・不登校（連続または継続して30日以上欠席している生徒）または不登校の傾向がみられる生徒
 - ・教育委員会が設置する入退室審査委員会において分教室への入室を認められた者
- 以上の3つの条件を満たす者

5 設置形態および想定人数

- ・長浜市立浅井中学校を本校とする「分教室型」とします。
- ・本校とは別の教育課程で学習を行います。
- ・初年度は、各学年5名程度を想定しています。

- 6 「学びの多様化学校（浅井中学校分教室）」へ入室するために
- ・居住地の中学校から本校に転校します。（居住地に住所は置いたまま転校することができます。）
 - ・希望する生徒および保護者に聴き取りを行い、「学びの多様化学校（浅井中学校分教室）」で学びたいという意思などを十分に確認し、教育委員会事務局において審査を行います。

7 「学びの多様化学校（浅井中学校分教室）」への入室までの流れ



8 設置による教育上の効果

- ・少人数集団での学び、個に応じた指導などのきめ細やかな支援が行える。
- ・ゆとりある教育課程の編成により、登校へのハードルが下げられる。
- ・進路選択の幅を広げることができる。
- ・異学年の交流により社会性の育成につながる。

9 本市独自の教育課程「ラボタイム」について

不登校傾向にある生徒の多様な学びのニーズに応え、自己肯定感の回復と社会自立を支援するため、本市では以下の3つの活動を柱とした「ラボタイム」を展開します。

	月	火	水	木	金
登校：9:30					
① (9:35～10:05)	ラボタイム（ラボ3、保健体育1、道徳1）				
② (10:10～10:50)	総合	数学	数学	国語	英語
③ (10:55～11:35)	英語	理科	国語	社会	数学
④ (11:40～12:20)	国語	社会	英語	理科	社会
給食（12:25～13:10）					
13:15～13:25	ベースタイム（キュビナなどで力をつけたいことに取り組む）				
⑤ (13:30～14:10)	ラボ	保健体育	ラボ	総合	特活
清掃、片付け後 下校：14:30					

(1) 探究ラボ（探究を通じた社会参画）

単なる知識の習得ではなく、地域社会と深く関わりながら「答えのない問い」に取り組む実践型の学習です。

- ① 教科横断的な視点から地域の課題解決に取り組む STEAM 教育を実践することで、各教科の知識を統合的に活用する力を育み、生徒一人ひとりの将来のキャリア形成を具体化させます。

- ② 長浜曳山祭りや浜ちりめん、長浜城歴史博物館などの地元の伝統・産業を教材として活用し、専門家や大学生ボランティアといった多様な大人との交流を通じて、社会との接点を構築します。
- ③ 行事の企画から運営に至るプロセスを重視した学びを通じて、他者と支え合う「協働する力(対人関係能力)」や、自らを律して目標に向かう「やり抜く力(自己調整能力)」といった非認知能力を養います。

(2) アクティブラボ(心の居場所と自己受容)

生徒の心のエネルギーを蓄え、安心して自分を表現できる心の土台を育みます。

- ・スポーツや音楽、アート、ものづくりといった多様な表現活動を通じて、言葉だけでは伝えきれない生徒の心の声を形にする場を提供し、自己表現の喜びを育みます。
- ・何かに没頭できる時間の提供を通じて、生徒が自身の不安や孤独感と向き合い、自分をありのままに受け入れる「自己受容」への第一歩を後押しします。

(3) ベースタイム(自律を支える「自己管理サイクル」)

自らの学びを自ら律する「セルフマネジメント」の時間を毎日設定します。

- ・月曜朝に一週間の目標を立て、毎日給食後にその進捗をセルフチェックすることで、午後の活動形態を自らの状況に合わせて再選択し、主体的に学びを組み立てる力を養います。
- ・10分間の集中時間を活用し、AIドリルや読書など個々の習熟度に応じた活動に取り組むことで、基礎学力の着実な定着と学び直しを支援します。

10 今後のスケジュール(予定)

令和8年4月 開校

11 入室決定数

新中学3年生は3名、新中学2年生は6名、新中学1年生は3名が入室決定しております。(令和8年2月末現在)

12 その他

通学については、虎姫駅からのタクシーを想定しています。虎姫駅までのJR定期代についても義務教育であるため、通学にかかった費用は扶助を行います。公共の乗り物に乗れない生徒は、自家用車での送迎となります。入室審査の際に、本人・保護者へ通学方法について十分に聴き取りを行います。

所管委員会	総務教育常任委員会
所管課	教育指導課

請願（第7号）に関する処理の経過等について

1 概要

令和7年9月30日の本会議において採択された「猛暑時の園・学校活動に関する安全基準の徹底と、運用体制の整備」の請願について、令和8年3月定例会月議会までに報告することを求められていることから、当該請願に対する本市の今後の方針を報告するものです。

2 請願事項

- (1) 熱中症予防対策ガイドラインの徹底
- (2) 冷房・冷却設備の整備
- (3) 代替活動の事前準備と保護者への周知
- (4) 水分補給体制の充実

3 現状

(1) 熱中症予防対策ガイドラインの徹底

本市における熱中症予防対策については、児童生徒および園児の生命と安全を最優先とし、「長浜市立学校熱中症ガイドライン」や国・県の指針に基づき、園・学校が一体となって以下の通り対策を徹底しております。

① 園・学校共通の熱中症予防対策

暑さが本格化する前から、園・学校共通の基準として、科学的根拠に基づいた早期の対応と適切な活動判断を行っています。

ア 暑さ指数（WBGT）に基づく厳格な活動判断

活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいた行動指針を遵守しています。具体的には、気温が上昇し始める時期（25～30℃）から適切な措置を講じるとともに、活動の前後および最中において、定期的な気温や指数の計測・記録を徹底しています。これらの数値に基づき、活動の可否や内容、実施時間の調整を柔軟かつ的確に判断しています。

イ 「暑さに弱い人」への配慮の再徹底

国・県が示す熱中症対策ガイドラインにおいて「暑さに弱い人」と定義される対象への取り扱いについては、すでに慎重な対応を行っているところですが、近年の酷暑を踏まえ、その重要性を再認識し、登下校時等を含めて運用の徹底を図っています。

ウ 環境整備と健康観察の徹底

日陰の確保やミストの活用といった環境面での対策を講じるとともに、活動中も子どもたちの表情や様子を注意深く観察し、こまめな水分補給や休憩、活動量の調整を随時行っています。

エ 保護者への周知と連携

ガイドラインの内容や、暑さ対策の取組について、園・学校便りなどを通じて保護者へ周知し、家庭との共通認識を深めています。

② 学校における固有の取組

小・中・義務教育学校においては、集団活動や登下校等におけるリスクを考慮し、以下の通り指導しています。

ア 「暑さに弱い」特性を捉えた慎重な運用

身体の調節機能が未発達な小学校低学年等の児童は、地面の照り返しの影響を受けやすく、特有の配慮が必要であることを教職員が再認識し、より厳格な判断基準で運用しています。

イ 家庭への「熱中症予防 5 項目」の協力依頼

保護者に対し、(1)登校前の体調確認、(2)十分な水分の持参、(3)帽子やタオルの準備、(4)体調不良時の無理のない欠席連絡、(5)活動に応じた柔軟なマスク着脱の 5 点について通知し、未然防止に努めています。

③ 園における固有の取組

幼稚園、保育園、認定こども園においては、以下の通り、乳幼児の発達段階に応じた細やかな配慮のもと保育を行っています。

ア 自律的な体調意識の向上

園児が自ら体調を意識し、必要な時には周囲に伝えられるよう、発達段階に応じて適切に促し、事故防止の徹底を図っています。

イ プール活動・水遊び時の安全管理

夏季のプール活動に際しては、水難事故防止と併せ、熱中症事故防止についても国や県の文書をもとにガイドラインを改めて周知し、監視体制の強化と注意喚起を徹底しています。

(2) 冷房・冷却設備の整備

体育館空調の整備については、避難所機能として大変重要であり、また、近年の酷暑における子どもの熱中症対策としても有効であるとその重要性は認識しておりますが、市内全ての学校体育館への冷房設備設置は、多額の施設改修費および維持管理費を要することから、本市の財政状況を鑑みると、現時点では一斉の設置は困難な状況にあります。

学校施設の整備につきましては、長寿命化改修や教室の空調設備の更新、漏水対策、LED 化改修など老朽化した施設や設備を順次改修していく必要があり、国の補助金などを活用しながら計画的に実施しているところです。

園(就学前施設)においては、遊戯室・保育室の冷房設備の整備は、既に対応済みです。

(3) 代替活動の事前準備と保護者への周知

① 家庭への迅速な情報共有と見通しの確保

小学校および義務教育学校(前期課程)においては、毎週、各家庭に 1 週間分の学習予定を配布し、児童が見通しをもって準備できるよう努めています。天候や暑さ指数(WBGT)の予測により、体育等の実技教科が中止・変更になる可能性がある場合には、

あらかじめその旨を学習予定に付記するなど、各家庭への迅速な情報共有に努めているところ です。

② 代替活動ガイドブックおよび簡易運動用具への考え方

室内活動を年齢別に提案するガイドブックについては、現状では作成しておりませんが、今後、他市の事例等も参考にしながらその有効性について検討してまいります。

また、ニュースポーツ等の簡易運動用具については、一部の地域まちづくりセンター等で所有されている事例もありますが、学校教育においては学習指導要領に基づいて学習指導を行っていることから、現時点でこれらの用具を積極的に取り入れていくことは難しいと考えております。

③ 冷房設備を備えた地域施設の活用

猛暑時におけるまちづくりセンターや市民体育館等の利用については、現在でも、屋外での運動会練習が困難な場合に近隣のまちづくりセンターの多目的ホールを活用している学校があるなど、既に利用可能な体制にあります。

園においては、冷房設備の整備がなされているため、遊戯室のみならず空き保育室を有効利用し、年齢に応じた保育を展開しています。

(4) 水分補給体制の充実

① 水分・塩分補給の徹底

本市としては、熱中症予防における水分および塩分補給の重要性を深く認識しており、体育の授業や部活動、休み時間において、こまめな給水タイムを確実に確保するよう指導しています。

また、児童生徒が活動場所へ水筒を持参することを推奨し、活動中であっても必要に応じていつでも水分補給ができる環境を整えています。

② 電解質飲料（スポーツドリンク等）の持参

電解質飲料の持参については、暑さが本格化する時期や、運動会・体育祭の練習期間など、特に熱中症のリスクが高まる場面においては、既に多くの学校で家庭からの持参を認めるなど、柔軟な対応を行っています。

園では、電解質飲料の持参について、園児には糖分の過剰摂取の危険や自己調整ができないため、麦茶で対応しミネラルの補給ができるようにしています。緊急対応時には、即座に対応できるよう各園で経口補水液を常備しています。

③ 自動販売機や給水スポットの設置

自動販売機や新たな給水スポットの整備については、設置場所の確保や衛生管理上の課題、また設置・維持管理にかかる費用負担のあり方など、解決すべき課題が山積しております。そのため、現時点において全校一律に配置することは困難であると考えておりますが、現在推奨している水筒持参の徹底により、家庭と連携して今後も必要な水分の確保に努めます。

園においては、毎日麦茶を焚いており、持参した水分がなくなった際には補充をして十分に補給できる対応をとっています。

4 市の基本的な考え方

熱中症は命に直結する喫緊の課題であり、学校教育活動において児童生徒の安全確保は最優先事項です。市が作成したガイドラインの遵守を継続して指導するとともに、最新の気象予報や科学的知見に基づき、必要に応じて「原則運動中止」などの迅速な判断を学校現場に求めてまいります。

また、家庭との連携を不可欠とし、暑さが本格化する前には繰り返し啓発を行うとともに、万が一の事態に備えた備蓄水の活用など、ハード・ソフト両面からの対策を強化してまいります。

5 今後の方針

本市としましては、以下の通り、熱中症対策を持続的に取り組んでまいります。

(1) 熱中症予防対策ガイドラインの徹底

滋賀県教育委員会の動向を注視しつつ、低学年児童等の特性に配慮した取組の充実など、科学的知見や現場の声を反映したガイドラインの不断の見直しを図ります。

(2) 冷房・冷却設備の整備

まずは、冷却機能の高い大型気化熱式冷風機を段階的に配備し、効果検証もふまえて体育館等における環境改善に取り組んでいきます。

(3) 代替活動の事前準備と保護者への周知

① 家庭への迅速な情報共有と見通しの確保

暑さが予想される時期の屋外活動については、授業内容の変更や中止の可能性をあらかじめ学習予定に明記し、代替活動の準備を含め各家庭への丁寧な周知を行うよう各校を指導してまいります。

② 代替活動ガイドブックおよび簡易運動用具への考え方

今後、他市の事例等も参考にしながらその有効性について検討してまいります。

③ 冷房設備を備えた地域施設の活用

屋外での運動会練習が困難な場合に近隣のまちづくりセンターの多目的ホール等の利用について、市内各校・園に周知してまいります。

(4) 水分補給体制の充実

① 児童生徒による十分な水分の持参を基本としつつ、スポーツ飲料等の持参についても活動内容に応じて柔軟に認めるよう周知します。

② 熱中症対策用の水専用冷蔵庫を設置するとともに、飲料水の公費購入を行い、子どもたちが安全に学習できる環境を整備します。また、防災部局とも連携し、備蓄用水を各校へ適切に配備することで、緊急時の水分確保にも万全を期します。